



# 小学校入学にむけて

(特別支援学級・学校への就学をお考えの方へ)



## 就学までのながれ

- 5月** 就学に向けて園の先生に相談
- 6月** 園から教育指導課に就学相談資料を提出（保護者の方にも作成の協力をお願いします）
- 7～10月** 教育指導課の就学担当・学区小学校の教育支援委員が園にお子さまの様子を見に行きます
- 7～10月** 保護者と教育指導課就学担当が面談（お子さまのことを聞き取る・意向の確認）
- 7～10月** 学区の小学校見学（学区外も希望があれば）、特別支援学校（養護学校）の見学（希望者）
- 10月～1月** 秦野市教育支援協議会  
（適切な就学先および教育上必要な支援の内容等についての話し合いを年に4回行います。10月初旬、10月下旬、11月中旬、1月中旬の予定。）
- 1月末まで** 保護者へお知らせ（手紙）→協議会ごとに通知  
（保護者の希望が決定し、資料がそろった順に協議会を行います。学校ごとにまとめて行う場合があるため、お知らせの時期がおそくなる場合があります。）

★就学に関する意向は次の時期までに教育指導課にお伝えください

（必要な書類は下の表をご確認ください。）



特別支援学校を希望	特別支援学級を希望
9月30日まで	11月30日まで



### ★特別支援学校の教育課程と就学に必要な書類等

※資料は9月30日までに提出が必要です。

知的障害	肢体不自由	視覚・聴覚
発達検査・知能検査または療育手帳	医師の診断書または身体障害者手帳	医師の診断書または身体障害者手帳

### ★特別支援学級の教育課程と就学に必要な書類等

※資料はできるだけ早めにご提出ください。

最終期限は12月10日です。

知的障害	自閉症・情緒障害	肢体不自由	病弱	弱視	難聴
発達検査・知能検査（知的障害が認められる）または療育手帳	医師の診断書（自閉症、ADHD等情緒的な課題があると分かる）と発達検査の結果	身体障害者手帳または医師の診断書	医師の診断書	医師の診断書または身障手帳	医師の診断書または身障手帳

### 通級指導教室

小学校の通常級に通う場合、必要に応じて通級指導教室を利用することができます。通級指導教室にはくことばの教室>とくまなびの教室>があります。

新1年生は、まずは学校や学級に慣れてもらうため、原則2学期以降の利用になります。

<ことばの教室>話したり、聞いたりすることを苦手としているお子さんを対象に、個別指導を行います。

<まなびの教室>友達との関係作りやコミュニケーションに課題のあるお子さんなどを対象に、指導を行います。

(教育指導課 0463-84-2786)

## よくある質問

Q. 発達に特性のあるこどもを通常級で学ばせたいのですが、通常級の中でも受けられる支援はありますか？

A. はい、あります。どのような支援かにもよりますが、座席や言葉がけの工夫、ICT教材の活用などの支援が考えられます。お子さまの状況により変わりますので学校とよくご相談ください。

Q. 通常の学級から支援級への移動はできますか？

A. できます。お子様の状況に応じて担任やコーディネーターの先生と相談したうえで、移動ができます。移動のタイミングは、原則学年ごとになります。詳しい手続きは、各学校にお問い合わせください。

Q. 通常の学級に在籍して、苦手な教科だけ支援級で勉強することはできますか？

A. 補習教室のような使い方はできません。

Q. 支援学級では、どんな指導をしていますか？

A. 個別教育計画に基づいて、お子様にあった学習を行っています。お子様の状況に合わせて、着替えや、食事などの指導を行うこともあります。また、大人数の中で学習することが難しい場合やコミュニケーションに不安がある場合にもそれぞれに合った指導を行います。

Q. 特別支援学級はどの小学校にありますか？

A. 市内のすべての学校に設置しています。基本的には、学区の学校に就学しますが、お子様の状況によって学区外の学校への就学ができる場合もありますので、教育指導課にご相談ください。

Q. 小学校は何人に対して一人の先生が指導していますか？

A. 通常級の1年生は35人までの学級に1人の先生が指導します。特別支援学級は8人までの学級を1人の先生が指導します。